

平成23年2月定例会
農 林 商 工 委 員 会
(所管事項関係)

提 出 資 料

平成23年2月22日
農 林 水 産 部

目 次

1. 平成23年度 農林水産部等の組織体制について [農林政策課] ----- 1
2. 国営かんがい排水事業「田沢二期」地区について [農山村振興課] ----- 2
3. 米のカドミウム濃度調査結果と
今後の農用地土壌汚染防止対策について [水田総合利用課] ----- 3

1. 平成23年度 農林水産部等の組織体制について

農林水産部

1 組織改正の概要

次のとおり組織改正を行う。

(1) 農林水産部

農畜産振興課と家畜生産対策室に分散している畜産業務を一元化し、より効率的・効果的な執行体制とするため、「園芸振興課」と「畜産振興課」の二課体制とする。

(2) 地域振興局農林部

行政部門と普及指導部門を一体化し、生産から流通販売まで地域の特色に応じた総合的な農業支援のため、農林企画課と普及指導課を統合し、「農業振興普及課」とする。

2 農林水産部等の新旧組織

(1) 農林水産部

平成22年度（9課2室）	改正内容	平成23年度（10課1室）
農林政策課	(畜産業務移管・名称変更) (畜産業務受入・名称変更)	農林政策課
農林政策課団体指導室		農林政策課団体指導室
農山村振興課		農山村振興課
流通販売課		流通販売課
水田総合利用課		水田総合利用課
農畜産振興課		園芸振興課
農畜産振興課家畜生産対策室		畜産振興課
農地整備課		農地整備課
水産漁港課		水産漁港課
林業木材産業課		林業木材産業課
森林整備課		森林整備課

(2) 地域振興局農林部

平成22年度（4課）	改正内容	平成23年度（3課）
農林企画課	(統合)	農業振興普及課
普及指導課		
森づくり推進課		森づくり推進課
農村整備課		農村整備課

2. 国営かんがい排水事業「田沢二期」地区の概要について

農山村振興課

1 目的

本地区は、仙北市、大仙市、美郷町にまたがる仙北平野の東部に位置し、奥羽山脈の裾野に広がる4,697haの水田地帯である。

本地区の基幹水利施設は、過去の国営事業(※下記)で築造されたものであるが、相当の年数が経過したため老朽化が著しく、施設の維持管理に多大な労力を要している。

このため、本事業により基幹水利施設の改修を行い、農業用水の安定的供給と施設の維持管理費の軽減を図るとともに、地域用水としての機能増進を一体的に整備する。

2 主要工事

頭首工1カ所(抱返頭首工)、取水口2カ所(神代右岸取水口及び第二田沢取水口)
用水路工6.1km、水管理施設1式

3 工期

平成23年度～平成31年度(9カ年)

4 事業費

159.6億円

5 関係市町村

仙北市、大仙市、美郷町

6 予定負担区分

国 80%、 県 10.33%、 市町・地元 9.67%

※ 過去に実施された国営事業

- ・国営開墾事業「田沢疏水地区」(S12～S37)
- ・国営総合農地開発事業「第二田沢地区」(S38～S45)
- ・国営かんがい排水事業「田沢疏水地区」(S54～H元)

3. 米のカドミウム濃度調査結果と今後の農用地土壌汚染防止対策について

水田総合利用課

1 調査結果

(1) ロット調査

県及び出荷団体（全農県本部、JA、県主食集荷組合）では、カドミウム含有米の流通を防止するため、ロット調査*を実施している。

その結果、県が買入処理する1.0ppm以上の汚染米の発生はなかったが、農林水産省の自主基準である0.4ppm以上1.0ppm未満の含有米は351t確認された。

カドミウムが稲に吸収される時期（出穂期前後各3週間）は高温であったが、関係農家が湛水管理に取り組んだ結果、昨年度と同程度の発生量となった。

*ロット調査…生産者毎、品種毎、出荷日毎にまとめた数量（ロット）を単位としたカドミウム濃度分析

○ 調査結果（H23.2.4 現在）

調査年度	調査総数		0.4ppm以上1.0ppm未満		1.0ppm以上	
	ロット数	数量(t)	ロット数	数量(t)	ロット数	数量(t)
平成22年度	39,260	84,988	188	351	0	0
平成21年度	38,752	88,613	180	342	1	1
平成20年度	36,009	85,271	148	332	3	3
平成19年度	32,829	80,430	977	2,079	19	26

〈参考：玄米中のカドミウム濃度の基準値〉 ----- 平成23年2月27日までの基準
 ○1.0ppm以上 …食品衛生法により、食品として販売してはならない基準
 ○0.4ppm以上1.0ppm未満…食品衛生法上の基準はクリアしているが、消費者の安心感に配慮して、食用として流通させないこととしている農水省の自主基準

(2) カドミウム含有米の扱い

ロット調査の結果、0.4ppm以上1.0ppm未満の玄米は、(社)全国米麦改良協会が買い上げ、焼却処分する。

なお、0.4ppm以上のカドミウム含有米は、出荷団体において厳重に隔離保管されており、市場に流通することはない。

2 食品衛生法規格基準（米のカドミウム基準値）の改正

（1）平成22年4月8日に規格基準の改正告示、平成23年2月28日から施行。

米（玄米及び精米）0.4ppm以下（改正前：1.0ppm未満）

（2）これに伴い、農用地土壌汚染防止法施行令（客土事業等の対象となる土壌汚染対策地域の指定要件）も同じ基準に改正・施行された。（平成22年6月16日）

（3）食品衛生法規格基準の改正告示の施行により、国の含有米買上事業は平成22年産米をもって終了する。

3 今後の県の対応について

県では、これまで国への要望活動を積極的に実施してきたが、国は食品衛生法の基準値改正後の買上事業の継続または地方公共団体等が買い入れする場合の支援措置は実施できないとしている。

このため、基準値改正後の農用地土壌汚染防止対策について、県は次の事項を基本に実施する方針である。

（1）新基準値に対応した恒久対策の推進

農用地土壌汚染対策地域の指定要件の改正に伴い、新基準値に対応した対策地域を特定するための細密調査を平成22年度から5年間実施し、早期に対策地域の指定を行うとともに、対策計画を策定し客土等の恒久対策を実施する。

（2）汚染米の生産・流通防止対策の更なる徹底

対策地域の恒久対策が完了するまでの間は、汚染米の生産・流通防止対策がより一層重要となることから、各地域において生産者や関係市町村、農業団体等が一体となって主導する湛水管理の推進体制を整備するとともに、出荷団体による米の濃度分析を継続・強化し、安全・安心な米の流通を確保する。

（3）汚染米の買入、処理

生産防止対策を実施した地域において、気象条件等によりやむを得ず発生した汚染米については、食用に供されることの未然防止と農家の経営安定のため、県が主体となって買入、処理を行う。

（4）植物浄化技術の推進

土壌中カドミウム濃度を低下させる対策として、植物浄化を今後の土壌汚染対策の主要な技術として拡大することとし、これまでの実証事業に加え、実践拠点を設置して本格推進に向けた取り組みを強化する。